

消費者庁の主な所管法律

	法律名	(消費者庁 所管部分)	①	②	③	共管先	備考
			法律全体 が専管	法律の一 部が専管	法律の全 部又は一 部が共管		
表示 関係	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）		○				地方における執行体制の確保等のため公取委に調査権限を委任。
	消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）				○	公正取引委員会等	消費者庁は消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置及び税抜き価格の表示に係る景品表示法の適用除外を所管。特別措置に係る勧告・公表は消費者庁長官のみが行うが、指導・助言は公正取引委員会、主務大臣等とともに行う。
	日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）（JAS法）	(表示関係)		○		農林水産省	地方における執行体制の確保等のため農水省に権限。農水省はJAS規格を所管。
	食品衛生法（昭和22年法律第233号）	(表示関係)		○		厚生労働省	厚労省は、食品の製造等の企画・安全基準等を所管。
	健康増進法（平成14年法律第103号）	(表示関係)		○		厚生労働省	地方における執行体制の確保等のため厚労省に権限を委任。
	家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）			○			地方における執行体制の確保等のため経産省に権限を委任。
取引 関係	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）				○	経済産業省・事業所管省	地方における執行体制の確保等のため消費者庁長官は権限の一部を経済産業局長へ委任。経済産業局長は委任を受けた事務については消費者庁長官の指揮監督を受ける。
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）				○	総務省	事業者への措置命令については、総務大臣と消費者庁長官が共同で行う。
	特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）		○				

	法律名		①	②	③	共管先	備考
		(消費者庁所管部分)	法律全体が専管	法律の一部が専管	法律の全部又は一部が共管		
取引関係	業法関係	貸金業法(昭和58年法律第32号)			○	金融庁	消費者庁は金融庁が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
		割賦販売法(昭和36年法律第159号)			○	経済産業省	消費者庁は経済産業省が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
		宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)			○	国土交通省	消費者庁は国土交通省が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
		旅行業法(昭和27年法律第239号)			○	観光庁	消費者庁は観光庁が行う処分に関し協議を受け、意見を述べるほか、必要に応じて報告徴収等を実施。
安全関係	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)	(重大事故報告・公表制度)		○		経済産業省	経産省は、製品の製造・販売規制等を所管。
		(安全基準関係)			○	経済産業省	経産省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)				○	厚生労働省	厚労省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。
	食品衛生法(昭和22年法律第233号)(再掲)	(安全基準関係)			○	厚生労働省	厚労省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。
	食品安全基本法(平成15年法律第48号)	(基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等)		○		食品安全委員会	食品安全委員会の組織関係のみ同委員会が所管。
	消費者安全法(平成21年法律第50号)		○				
その他	製造物責任法(平成6年法律第85号)		○				
	消費者契約法(平成12年法律第61号)				○	法務省	
	公益通報者保護法(平成16年法律第122号)		○				